

# C M 認知元年

山下ピー・エム・コンサルタンツ社長

川原秀仁

変わる建設マネジメント

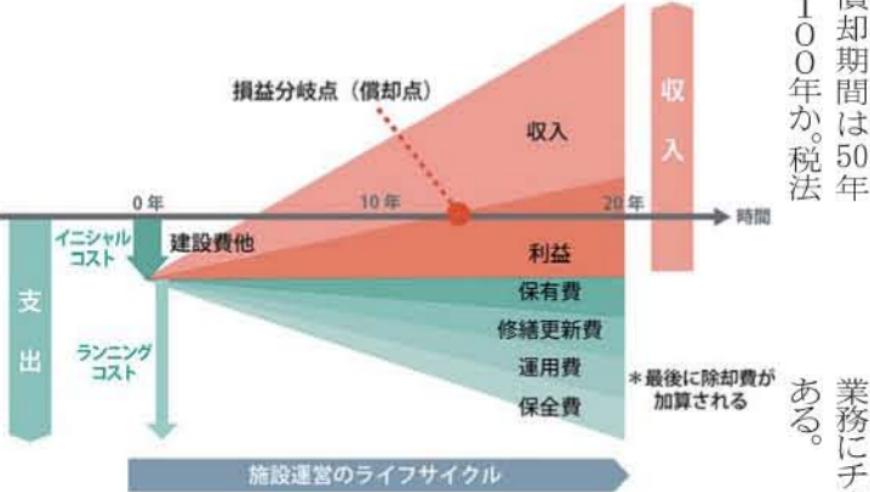
昨年6月に改正された公共工事品確法は、国土交通省から運用指針が発表され、いよいよ運用が始まるとしている。この制度改正が社会に何をもたらすのか、まずは俯瞰してみたい。

昨年12月、改正品確法に基づいた新しい入札契約方式「技術提案・交渉方式」の概要が明らかになった。発注者は上限拘束性のない参考額を提示し、予定価格に依らず、技術提案を審査して交渉権者を決める。競争入札以外の選択肢ができるという意味で、これまでの公共工事の会計・発注制度に大きく切り込むことになる。

この方式は「発注者が最適な仕様を選定できない工事」や「仕様の前提となる条件の確定が困難な工事」を想定している。自分には縁がない工事だと思つ人も多いかもしれない。だが高度成長期に建設されたインフラが、20年代にかけて一斉に償却を迎える。改修・増築等によって延命する選択がなされた場合、解決方法が多岐にわたるため、発注者が仕様を決められない状況になる。多くの建設従事者が当事者になる可能性があることを知つておきたい。

品確法改正の大きなテーマは、公共資産を運営する上で民間活用にあると私は考えている。現在は高度成長期の遺産の転換期である。だが少子高齢化が進み、税収が減るのは必至だ。50兆円近い建設投資、うち20兆円超が公共投資という時代がいつまでも続くはずがない。これから作られる公共施設にスクランプ・アンド・ビルトは通用せず、継続性のある運用モデルが示される必要がある。想定する償却期間は50年か、100年か。税法

## 品確法と多様な発注方式1



施設の建設から除却までの収支を示す概念図。  
これからの少人口時代には、公共施設にも事業的な視点での運用計画が求められる

上の耐用年数をどう活用し、償却が済んだ後はどうするか。公共施設も民間施設と同様、事業的な観点から、運用や除却までのライフサイクルを検討しなければならない時代が訪れている。

こうした時代の要請に対し、今回の改正が示唆する可能性の一つは、公共事業に民間のノウハウを投入できるようになったことである。従来の入札制度の根本には、公共が決定を行い、民間はその通り実行する、という発想があつたが、品確法改正はこの役割分担を再編する糸口となる。

もう一つの可能性は、建設業のバリューチェーンの再編である。民間ではすでに、製造業のコンカレントエンジニアリングの手法を取り入れ、設計・施工を同時に進めるスキームが普及しつつある。公共工事では会計・発注制度に阻まれて実施されていなかつたが、今回の制度改正でD-B（デザインビルド）方式やE-C-I（施工者早期参入）方式を導入する道ができ、その障壁が溶解しようとしている。今後、設計・施工・運営のワンストップ化が進む動きが出てくるだろう。「これが意味するのは、企画から運営までの一貫した視点が現れる」とある。つまり計画の早い段階から、施設のあり方や運用の仕方を議論する機会が生まれるということだ。

地方自治体には新方式での発注ノウハウがなく、技術者も不足しているため、発注者側でのPM/CIMの需要も高まるだろう。発注にも民間の知見が求められている。設計・施工一体化の動きを不安視する声も聞かれ、視点を変えれば、新しい業務にチャレンジする好機でもある。

（毎月1回掲載）

## 公共資産に民間の知恵を